

小川町公共施設等総合管理計画改訂（案）に係る
パブリックコメント
（結果）

令和4年3月 小川町

1. 概要

- (1) 実施期間 令和4年2月9日(水)～令和4年3月10日(木)
- (2) 意見提出者数 1人(町内:1人)
- (3) 意見数 2件

2. 小川町公共施設等総合管理計画改訂(案)についてのご意見と町の考え方

小川町公共施設等総合管理計画改訂(案)について、パブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきました。このご意見とご意見に対する町の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

今後、この改訂した公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点から、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政的な負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を推進してまいります。

収受 NO. - (意見 NO.)	ご意見	町の考え方
1 - (1)	<p>改訂ポイント④:適切な施設配置への追記に関して2点挙げられているが、小川町立地適正化計画を踏まえ、検討しますの内容については、慎重な対応が求められると考えられます。</p> <p>国交省の「立地適正化計画作成の手引き」は令和3年10月で既に5回の改訂がされ、その間国交省の都市計画基本問題小委員会でも、居住誘導区域外への目配り等の提言もされ立地適正化計画の制度・運用を不断に改善することが求められています。小川町は令和2年4月に同計画が作成・公表されましたが、県の小川都市計画(平成29年1月)、町の都市計画マスタープラン(平成28年3月)の内容(市街化区域整備、交通、インフラ等)と不整合な点が散見されます。前述の立地適正化計画の手引きでも、関連する計画や他部局の関係施策との連携の必要性を示しており、第5次総合振興計画の基本理念、将来像等と関連させることはもちろん、都市計画の経緯と現状分析は不可欠です。自然や文化、そして里山という二次的自然等を大切にしていける町の将来像からは、それらを維持するための地域住民を大切にすることが重要です。立地適正化計画は都市機能と居住を中心とした計画であるので、特に居住誘導区</p>	<p>適切な施設配置を実現するため、施設配置にあたっては小川町立地適正化計画を踏まえ、検討することとしております。</p> <p>保有施設のあり方を検討する際には、地域需要のバランスを踏まえるとともに、施設によって求められる役割、機能、重要度等がそれぞれ異なることから、個々の施設の特性に応じて優先順位を整理し、改築・改修・複合化・廃止・除却等の対策を検討していきます。</p>

	<p>域外への地域、住民への配慮は小川町の姿勢として極めて大切な点です。財政状況や効率化だけで、小川町が培ってきた伝統や文化風土を失わないように、慎重な対応が必要です。</p>	
<p>1－(2)</p>	<p>学校教育施設について 財務省、文科省等の国の政策により推進されてきた学校統廃合、地方創生、地方再生という視点地域コミュニティの維持という視点から、小川町が目指す将来像に学校施設の統廃合を推進することが本当にベストの選択なのかを地域で検討する必要性はあるように思います。</p>	<p>当町における学校再編の検討は、近年における児童生徒数の減少に伴って生じる教育課題を緩和、解消し、児童生徒の教育環境を改善し、持続可能な望ましい学校教育の実現を図ることを目的に行っております。</p> <p>検討にあたっては、当町における教育課題の研究から始まり、教職員・保護者へのアンケート、説明会などを経て、審議会への諮問に至りました。審議会には、行政区の代表者、保護者の代表者、学校長などに参加いただき、2年に渡るご審議のうえ小川町立小中学校の長期再編計画の答申をいただいているところです。</p> <p>また、学校教育施設については、上記答申を踏まえ、学校施設の統廃合を推進し、用途廃止施設の利活用等の検討を行うこととしております。</p>